

第8期

(2021年度(令和3年度)～2023年度(令和5年度))

---

# 葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画

---

【概要版】



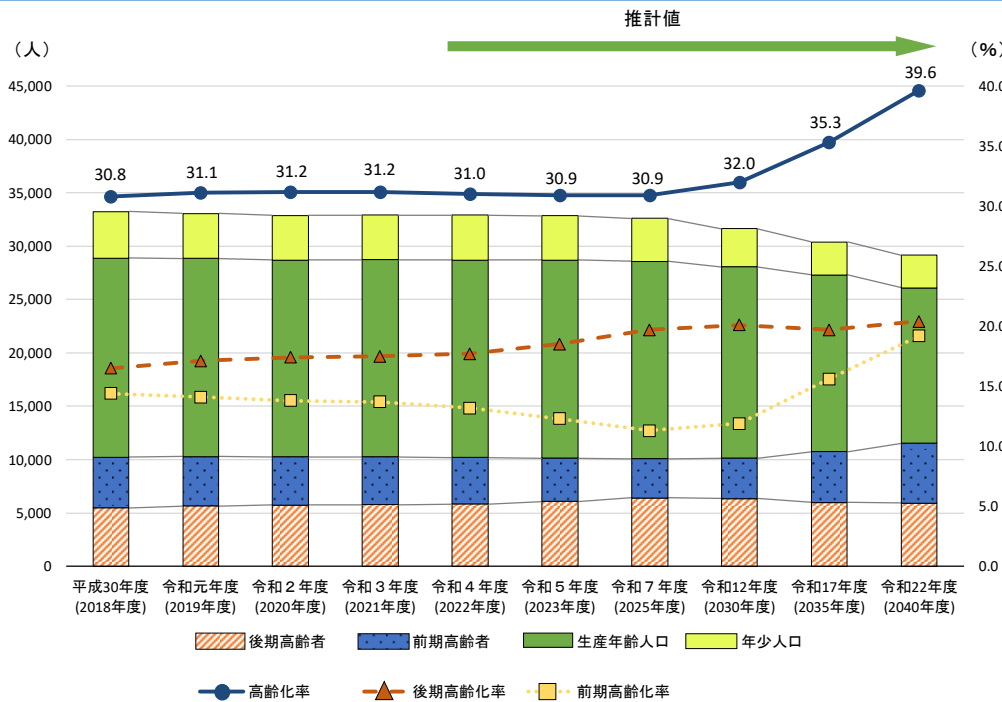
2021年(令和3年)3月

葉山町



## Ⅱ 葉山町における高齢者の現状

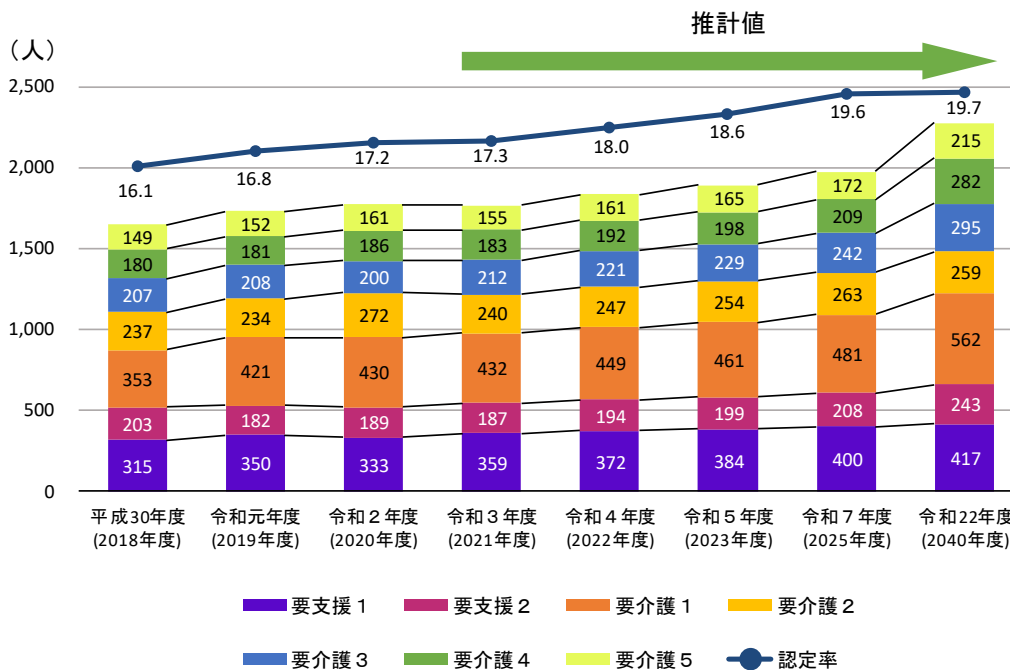
### 1 高齢者数の推移と今後の見込み



※住民基本台帳 各年10月1日(令和3年度のみ令和3年2月1日時点)  
 ※人口推計はコーホート変化率法により、男女1歳階級別に推計しています。  
 ※推計値については小数点第1位を四捨五入して表示しているため、見た目の数字の合算が表示されている合算値と一致しない場合があります。  
 ※高齢者福祉計画・介護保険事業計画に使用する高齢者数は、直近の数値を用いて1年ごと、1歳刻みで集計し、独自に推計しております。

- 高齢者人口は、令和2年(2020年)から減少傾向に転じるが、後期高齢者は増加を続ける見込みです。
- 2040年(令和22年)には高齢化率が39.6%、前期高齢者は5,605人、後期高齢者(75歳以上)は5,935人になると推計されます。

### 2 認定者数の推移と今後の見込み



※平成30～令和2年度は月報(9月分)のデータを使用、令和3年度以降は推計値  
 ※直近5年間の前期高齢者、後期高齢者、第2号被保険者数に占める認定者の割合の平均値を算出し、平成30年以降、各層に占める認定者の割合を一定と仮定して、推計人口に乗じることで認定者数の推計を行っています。  
 ※推計値については小数点第1位を四捨五入して表示しているため、見た目の数字の合算が表示されている合算値と一致しない場合があります。

- 要支援・要介護認定者数は、今後も継続的に増加する見込みです。
- 「要支援1・2」は、令和2年(2020年)に対して、令和5年(2023年)には61人増。
- 「要介護1・2」は、令和2年(2020年)に対して、令和5年(2023年)には13人増。
- 「要介護3」は、令和2年(2020年)に対して、令和5年(2023年)には29人増。
- 「要介護4・5」は、令和2年(2020年)に対して、令和5年(2023年)には16人増。

# Ⅲ 基本理念と基本目標

## 1 基本理念

年齢を重ねても幸せな笑顔で過ごせるまち、また、地域での支え合いを大切にすぬくもりのあるまちとするため、「お互いに支え合い、いきいきと健康に過ごせるまち はやま」を基本理念として事業を遂行してまいります。

お互いに支え合い、いきいきと健康に過ごせるまち はやま

## 2 基本目標

基本理念に基づき、次の4つの目標を掲げ、施策の整理、検討、実施を図るものといたします。

- 基本目標1：元気で健康な状態を維持する
- 基本目標2：地域でお互い助け合いながら暮らしていく
- 基本目標3：認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる
- 基本目標4：年齢を重ね介護が必要な状態となっても、可能な限り、葉山町で暮らしていけるまちとする

## 3 施策の体系

### 基本目標1：元気で健康な状態を維持する

- 1 貯筋運動(地域づくりによる介護予防推進支援事業)
- 2 介護予防事業
- 3 介護予防ケアマネジメント事業
- 4 包括的・継続的ケアマネジメント事業
- 5 外出支援事業

### 基本目標2：地域でお互い助け合いながら暮らしていく

- 1 地域福祉活動への支援
- 2 生活支援協議体・コーディネーターの設置
- 3 地域ケア会議の開催
- 4 生きがいミニデイサービス事業
- 5 総合事業における多様なサービスの創出
- 6 高齢者虐待防止への取り組み
- 7 災害時における対策
- 8 社会参加の促進
- 9 就業の支援

### 基本目標3：認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる

- 1 認知症について理解する
- 2 認知症ケアパスの作成、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員
- 3 認知症予防事業の実施

### 基本目標4：年齢を重ね介護が必要な状態となっても、可能な限り、葉山町で暮らしていけるまちとする

- 1 ひとり暮らし高齢者等への支援体制
- 2 要介護高齢者の把握
- 3 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進
- 4 介護給付等費用適正化事業
- 5 予防給付サービスの推進
- 6 介護給付サービスの推進
- 7 地域密着型サービスの推進
- 8 その他サービスの推進
- 9 医療と介護の連携

## IV 施策の展開

### 基本目標1：元気で健康な状態を維持する

#### 【第8期の目標】

介護予防として足腰を中心とした運動である「貯筋運動」は、特別な器具も使用せず気軽に行えることから町内全域に広がっており、今後も事業を拡大するとともに、定期的な測定を行うことで効果の見える化を図ってまいります。

身近な地域で気軽に通い運動と交流を行う「通いの場」を町内全域に広げていくとともに、口腔、栄養の観点からの専門職による支援も行ってまいります。

住民主体の通いの場では、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により中止を余儀なくされた時期もあり、感染症対策として通いの場の関係者との話し合いを通して情報共有しながら対応に努めてまいります。

さらに、地域に身近な高齢者相談施設として、町内2か所の地域包括支援センターは「地域に向く包括」を標榜し、居宅介護支援事業所や介護施設など、地域の既存の社会資源と効果的に連携して、積極的に地域の高齢者への相談支援を行い介護予防、重度化防止に努めてまいります。

地域包括支援センターは地域での困難事例に対し関係者が参加しその対応策を検討し、新たな施策を提言する「地域ケア会議」を開催することで、地域の困りごとについての解決も図ってまいります。

### 基本目標2：地域でお互い助け合いながら暮らしていく

#### 【第8期の目標】

第2層協議体については、第8期計画期間中に町内8圏域に設置し生活支援コーディネーターと議論し、地域課題の把握、新たな資源の開発を目指してまいります。

地域住民による助け合いづくりを目指す中で、社会福祉協議会（はやま住民福祉センター）と協働し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる、包括的な支援体制「重層的支援体制整備事業」の構築を進めてまいります。

さらに総合事業においては、基準緩和型サービス、住民主体のサービス等、多様なサービスの構築を創出してまいります。

地域での支え合いを推進するため、老人クラブやシルバー人材センター、ミニデイサービス、ふれあいいきいきサロンなどの住民主体の活動に対しては引き続き支援を行ってまいります。

老人クラブは、近年団体数が減少するなど、担い手の高齢化、負担の大きさが課題となっております。また、そのあり方についても地域の実情に合わせた議論が必要となっており、第2層協議体で議論してまいります。

### 基本目標3：認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる

#### 【第8期の目標】

認知症の予防（「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」）のためにも、80歳前からの認知症に関する理解の普及に努めてまいります。

認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことが求められています。

具体的には、認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座、オレンジカフェ、RUN伴について、地域包括支援センターと協働して開催することで、町民への認知症に関する理解を広めるとともに、「出向く包括」を積極的に進め、認知症当事者が声を挙げやすい地域づくりを行ってまいります。

## 基本目標4：年齢を重ね介護が必要な状態となっても、可能な限り、葉山町で暮らしていけるまちとする

### 【第8期の目標】

第7期計画期間中の介護給付費の推移を見ると、居宅サービス、特に訪問系サービスの需要が高まっています。これは、高齢者の在宅指向の影響もあると考えられます。

第7期計画期間中に整備を行い2か所になった小規模多機能型居宅介護及び訪問看護も給付費が伸びており、居宅サービスの充実が進んでおります。

今後、さらなる在宅介護を推進するためにも、第8期計画期間中に医療と介護の連携を推進する観点から看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を目指してまいります。

また、本人の有する能力を生かし、現状の根本的な課題を把握し適切に対処する自立支援型ケアマネジメントの確立を目指し、各種研修、地域ケア個別会議を引き続き開催してまいります。

在宅での生活を継続するためには医療と介護の連携が重要であることから、第7期計画期間中に設置した逗葉地域在宅医療・介護連携相談室を中心に在宅医療と介護の連携強化を図ってまいります。

施設サービスは第7期計画期間中、給付費の増加も抑えられ、特別養護老人ホーム待機者数も横ばい傾向が続いていること、町内に所在する特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）は町民の利用率が低いことから、第8期計画期間中の施設整備は行わないこととします。

しかしながら、施設入所を希望される方への対応を図る観点から、介護保険適用外の住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅との連携を図ります。

また、施設に入所されている方と地域との交流や、高齢者と子どもの交流を促進するためにも、地域住民や保育施設等との交流の機会の創出、地域住民の一時避難場所としての施設活用を通じて地域との交流を促進してまいります。

介護職員については、職員の高齢化が進行し、また人材不足が顕著になっている現状があり、今後は生産年齢人口が減少することも想定されているため、介護の人材不足が懸念されます。

今後は、介護職員の離職防止、介護人材の確保を目指し、地域包括支援センターと協働して、研修会を開催してまいります。

## V 重点目標

### ① 介護予防・重度化防止の推進

高齢者の心身の状態は、年齢とともに自立、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態）、要支援、要介護状態へ変動しやすいことから、連続的な支援体制の構築が必要となっております。

葉山町では、2016年度（平成28年度）より開始した地域づくりによる介護予防事業（貯筋運動による通いの場づくり）が町内全域に広がっていることを踏まえ、介護予防事業の推進に加え、通いの場をさらに町内全域に広げてまいります。

さらに、介護予防・重度化防止の推進を目指し、通いの場へ運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から支援することで高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できる体制を構築するとともに、必要に応じ適切なサービスにつなげていく「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に着手してまいります。

## ② 住民主体の生活支援体制の構築

単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人の増加に対応し、生活支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援・介護予防サービスを整備していく必要があります。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体による地域ニーズと社会資源の把握、発生した課題の解決を図るとともに、住民同士のつながりづくり、地域福祉の担い手の発掘を行ってまいります。

また、地域の多様なニーズに対応するため、既存の介護保険サービスだけでなく、住民主体の介護予防サービスの普及・推進を図ってまいります。

## ③ 認知症施策の推進

今後、高齢者人口の増加に伴い認知症の人が増加すると見込まれることから、2019年（令和元年）に認知症施策推進関係閣僚会議において取りまとめられた認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現が求められております。

認知症施策推進大綱では、「共生」とは、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きることであり、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」と位置付けられております。

第8期計画では、認知症サポーター養成講座や認知症ケアパスによる認知症に関する理解促進や相談先の周知、オレンジカフェの開催等による認知症の人本人からの発信支援に努めてまいります。

さらに、地域包括支援センターに設置した認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームを中心として認知症初期段階での支援を推進してまいります。

## ④ 介護サービスの充実・強化、住宅生活への支援

2020年（令和2年）に実施した日常生活圏域ニーズ調査（高齢者アンケート）によると、一般高齢者で約7割、要介護認定者で約6割の高齢者が「最期まで自宅で過ごしたい」「自宅で療養し、必要になれば医療機関に入院したい」と回答されています。

可能な限り自宅で生活するためには、介護予防の充実とともに、介護が必要になった際の各種介護サービスの充実が必要となっております。

本人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むためには、生活課題の根本原因を探り、適切に対処する「自立支援型ケアマネジメント」が必要であり、各種介護事業所向け研修、地域ケア個別会議等による介護サービスの資質向上を目指すとともに、訪問サービスの需要の高まりに対応するために看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を目指してまいります。

また、施設サービスが必要になった際の支援としては、介護保険適用サービスのみならず、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅も視野にいれてまいります。

施設サービスでは、地域共生社会を目指す観点から、施設の中で高齢者の生活が完結するのではなく、地域住民との交流、子どもと高齢者との交流を図ることでの高齢者の生きがいづくりを促進することを目標に、特別養護老人ホームやグループホーム等の介護施設と近隣の保育施設との交流促進、さらには地域防災の観点から地域住民の一時避難場所としての施設の役割について、検討し実現を目指してまいります。

さらに、介護職員の高齢化、人材不足が大きな課題となっており、介護職員向けの研修の実施など介護の人材確保に向けて取り組みを検討してまいります。

可能な限り住み慣れた自宅で生活していくためには、介護のみならず、医療サービスを適切に利用する医療と介護の連携が重要であり、第7期計画に引き続き逗葉地域在宅医療・介護連携相談室を中心とした在宅医療と介護の連携を推進してまいります。

# VI 葉山町の介護保険料

## ■ 第8期計画における介護保険料（第1号被保険者の保険料基準額）

被保険者の負担能力に応じた保険料となるよう所得段階区分を標準よりきめ細かく設定し、第8期においては16段階に区分します。

所得段階	対象者	基準割合	保険料	
			(年額)	(月額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の方又は老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が町民税非課税の方</li> <li>本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方</li> </ul>	0.30	17,640円	1,470円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方（第1段階に該当しない方）</li> </ul>	0.45	26,460円	2,205円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人及び世帯全員が町民税非課税の方（第1段階、第2段階に該当しない方）</li> </ul>	0.67	39,396円	3,283円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人は町民税非課税の方で、世帯の中に町民税課税者が含まれており、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方</li> </ul>	0.95	55,860円	4,655円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人は町民税非課税の方で、世帯の中に町民税課税者が含まれている方（第4段階に該当しない方）</li> </ul>	1.00	58,800円	4,900円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方</li> </ul>	1.25	73,500円	6,125円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が120万以上160万円未満の方</li> </ul>	1.26	74,088円	6,174円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が160万以上200万円未満の方</li> </ul>	1.27	74,676円	6,223円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人は町民税課税者で、前年の合計所得金額が200万以上300万円未満の方</li> </ul>	1.52	89,376円	7,448円
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が300万以上400万円未満の方</li> </ul>	1.54	90,552円	7,546円
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が400万以上600万円未満の方</li> </ul>	1.57	92,316円	7,693円
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が600万以上800万円未満の方</li> </ul>	1.75	102,900円	8,575円
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が800万以上1,000万円未満の方</li> </ul>	1.90	111,720円	9,310円
第14段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が1,000万以上1,500万円未満の方</li> </ul>	2.10	123,480円	10,290円
第15段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が1,500万以上2,000万円未満の方</li> </ul>	2.30	135,240円	11,270円
第16段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が2,000万円以上の方</li> </ul>	2.50	147,000円	12,250円

基準額

第8期  
(2021年度(令和3年度)～  
2023年度(令和5年度))

葉山町高齢者福祉計画  
介護保険事業計画

【概要版】

2021年(令和3年)3月

葉山町福祉部福祉課

〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135番地  
電話046-876-1111(代表) / FAX046-876-1717

この計画書の本編は、葉山町ホームページから  
ダウンロードすることもできます。

(<http://www.town.hayama.lg.jp/>)